

公立大学法人大阪入札参加停止等措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1条 本要領による苦情処理の対象となる入札参加停止等は、次に掲げるものとする。

- (1) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）
- (2) 入札参加停止要綱に基づく警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第2条 本要領における期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従うものとする。

- 2 期間の末日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(入札参加停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3条 理事長は、入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の通知において、理由を明らかにするものとする。

- 2 理事長は、入札参加停止又は警告等（以下「入札参加停止等」という。）を行う場合には、当該入札参加停止等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第4条 入札参加停止等の措置を受けた者で当該措置について不服のある者（以下「苦情申立者」という。）は、苦情申立書（様式第1号）により、苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 苦情申立者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- (2) 苦情申立てに係る入札参加停止等の措置
- (3) 苦情申立ての趣旨及び理由
- (4) 苦情申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 入札参加停止 当該入札参加停止措置に係る通知を受理した日の翌日から起算して14日以内（休日を含まない。）
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）

(申立書面の補正)

第5条 理事長は、苦情申立書に不備がある場合は、相当の期間を定めて、補正を命じることができる。

(証拠書類等の提出要求)

第6条 理事長は相当の期間を定めて、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を求めることができる。

2 苦情申立者は、前項の規定により証拠書類等の提出を求められたときは、指定された期間内に提出しなければならない。

(苦情申立てに対する回答)

第7条 理事長は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない。)に回答書(様式第2号)により回答するものとする。ただし、第5条の規定により補正を命じたとき又は前条の規定により証拠書類等の提出を求めたときは、補正されたと認める日又は証拠書類等を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第8条 理事長は、第4条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)にその申立を却下することができる。

2 苦情申立ての却下は、申立者に対し却下通知書(様式第3号)により通知する。

(公表)

第9条 理事長は、第7条第1項の規定に基づき回答したときは、速やかに公表するものとする。

2 公表の期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第2号)

公大阪〇〇第 号
年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

様

公立大学法人大阪 理事長

回 答 書

年 月 日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立の対象とされた入札参加停止等
入札参加停止等措置日
文書番号
- 2 苦情申立ての趣旨及び理由
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容

(様式第3号)

公大阪〇〇第 号
年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

様

公立大学法人大阪 理事長

却 下 通 知 書

年 月 日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

- 1 苦情申立の対象とされた入札参加停止等
入札参加停止等措置日：
文書番号：
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 却下理由